

# 愛媛県野生鳥獣肉処理業を営む者に関する衛生管理要領

(平成 29 年 2 月 22 日 制定)

(令和 3 年 5 月 31 日 改正)

(目的)

第 1 条 この要領は、愛媛県内において野生鳥獣肉の処理を行う者を把握し衛生指導を行うことにより、流通する野生鳥獣肉の安全性を向上させることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 野生鳥獣

シカ及びイノシシをいう。

2 野生鳥獣肉処理業

食品衛生法第 55 条に基づく許可を得た者が、当該許可に係る営業所において、食用とする目的で野生鳥獣のと殺、放血、解体、及び脱骨を含む処理を行う業をいう。

(野生鳥獣肉処理業者の把握)

第 3 条 保健所長は、野生鳥獣肉処理業を営む者（以下、「野生鳥獣肉処理業者」という。）の把握に努め、探知した当該者に対し「野生鳥獣肉処理業開始届出書（様式第 1 号）」の提出を求めるものとする。

第 4 条 保健所長は、野生鳥獣肉処理業を行う者が、当該業を廃止又は次の事項を変更したことを確認した場合は、当該者に対し、「野生鳥獣肉処理業変更等届出書（様式第 2 号）」の提出を求めるものとする。

1 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

2 営業所の名称、屋号又は商号

3 取扱野生鳥獣の種類

第 5 条 保健所長は、第 3 条及び第 4 条に基づく届出を受理した場合は、その内容を薬務衛生課長に報告するものとする。

(台帳の備付け)

第 6 条 薬務衛生課長は、野生鳥獣肉処理業台帳（様式第 3 号）を備え、必要事項を記載するものとする。

(野生鳥獣肉の衛生向上に関する業務)

第 7 条 保健所長は、野生鳥獣肉処理業者に対し「愛媛県・松山市野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」を遵守するよう指導するとともに、技術的助言を行うものとする。

第 8 条 薬務衛生課長は、必要に応じ、野生鳥獣肉処理業者を対象とした衛生管理及び処理技術等に関する研修会を開催するものとする。

(松山市に関する特則)

第 9 条 この要領の規定（第 6 条、前条及びこの条を除く。）は、松山市の区域において松山市保健所が行う野生鳥獣肉処理業に係る衛生管理について準用する。この場合において、第 3 条から第 5 条までの規定及び第 7 条中「保健所長」とあるのは、「松山市保健所長」と読み替えるものとする。

2 県は、この要領を改正しようとするときは、あらかじめ、松山市と協議するものとする。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定による改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて第1条の規定によりなお従前の例により当該営業を行うことができるとされた野生鳥獣肉処理業者についても、この要領の規定を適用する。